

贈正 四位 月性 師碑

記余年甫十六從鈴木高輓訪月性於長門清光寺月性与高輓談及尊攘事意氣激昂津々不已余甚壯之後六年復訪之於平安不遇余之於月性其交不過如是然至其存心王室深以國家為憂說法論叟以振作士氣則心已推服焉當是時堂々三百諸候中能明大義名分者寥々乎如晨星也獨月性以方外之身慷慨唱義愛君憂國甚於己私至人日以狂而不顧豈不偉乎維新之後特旨有贈位之勅可謂榮矣今茲丁未正其五十回忌周防遠崎妙圓寺主与某々等相謀為建碑請余文記之乃書如右其性行々狀則詳於余友土屋蕭海所作傳

正三位公爵毛利元昭家額
正二位侯爵山縣有朋撰文
明治四十年四月

周防赤松連城書

石工柳井
國村良藏

2008. 4. 1 (財) 月性顕彰会

記す、余年甫めて十六、鈴木高輓に従つて月性を長門清光寺に訪ふ。月性高輓と談尊攘の事に及ぶ。意氣激昂、津々として已まず。余甚だ之を壯とす。後六年復之を平安に訪ふ。遇はず。余の月性に於ける其交是の如きに過ぎず、然るに心を王室に存し深く國家を以て憂となし法を説き事を論じ以て士氣を振作するに至つては則ち心已に推服す。是の時に當つて堂々三百諸候中能く大義名分を明かにする者寥々乎として晨星の如き也。獨り月性方外の身を以て慷慨義を唱へ君を愛し國を憂ふる己私より甚し。人目するに狂を以てするに至つて顧みず、維新の後、特旨をもつて贈位の勅有り豈偉ならずと謂ふべけんや。今茲丁未正に其五十回忌に値ひ、周防遠崎妙圓寺主某々等と相謀つて建碑を爲し余の文を請ふ。之を記して乃ち書す右の如し。其性行行状は則ち余の友土屋蕭海作所の傳に詳なり。

正三位公爵毛利元昭家額
正二位侯爵山縣有朋撰文

明治四十年四月

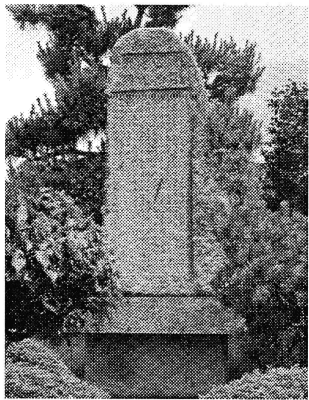
周防赤松連城書

山縣公は天保九年生まれですから、十六歳の時は嘉永六年になります。元服したての紅顔の少年だった有朋は、月性と高輓が尊攘の事について激論するのを聴いて、感慨著しかったようです。

この碑は、師の功績を永遠に伝えんとして、本願寺、毛利公爵、山縣侯爵、吉川、曾根、寺内各子爵、楫取、三好、木梨各男爵等の協賛寄付により建立されたものです。五日間にわたり、建碑除幕式、五十回忌法要が厳修され、本山よりは探訪使香川黙識師御代香、講師は島地黙雷師にして盛大に挙行されました。

縦二四六・四センチ、横一一六・五センチ、厚さ四八センチの一枚岩の花崗岩でできており、建立当時は、二メートル高の鉄柵により囲んでありましたが、現在は腐食により危険な為取り除かれています。

(注) 立泉昭雄前妙円寺住職所蔵資料による



現在の顕彰碑